

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月26日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	○西村ジョイ株式会社 高松市成合町891番地1 ○マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 ○株式会社たかせんテレコム 高松市室新町2番13号			
大規模小売店舗の名称及び所在地	西村ジョイ・マックスバリュ高瀬店 三豊市高瀬町新名字天古984番地1 外20筆			
変更した事項	(1)大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】			
	小売業者		住所	備考
	氏名又は名称	代表者の氏名		
	西村ジョイ(株)	代表取締役 西村 久	高松市成合町891番地1	
	マックスバリュ西日本(株)	代表取締役 加栗 章男	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	
	(株)たかせんテレコム	代表取締役 唐渡 康則	高松市室新町2番13号	
	【変更後】			
	小売業者		住所	備考
	氏名又は名称	代表者の氏名		
	西村ジョイ(株)	代表取締役 西村 久	高松市成合町891番地1	
マックスバリュ西日本(株)	代表取締役 平尾 健一	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	代表者変更:令和元年9月10日	
(株)たかせんテレコム	代表取締役 唐渡 康則	高松市室新町2番13号		
(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】				
小売業者		住所	備考	
氏名又は名称	代表者の氏名			

氏名又は名称	代表者の氏名		考
西村ジョイ(株)	代表取締役 西村 久	高松市成合町891番地1	
マックスバリュ西日本(株)	代表取締役 加栗 章男	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	
(株)たかせんテレコム	代表取締役 唐渡 康則	高松市室新町2番13号	
【変更後】			
小売業者		住所	備考
氏名又は名称	代表者の氏名		
西村ジョイ(株)	代表取締役 西村 久	高松市成合町891番地1	
マックスバリュ西日本(株)	代表取締役 平尾 健一	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	代表者変更:令和元年9月10日
(株)たかせんテレコム	代表取締役 唐渡 康則	高松市室新町2番13号	
変更の年月日	上記備考欄のとおり		
変更する理由	上記備考欄のとおり		

2. 届出年月日

令和元年11月13日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び三豊市政策部産業政策課
縦覧期間	令和元年11月26日から令和2年3月26日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(令和2年3月26日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三豊市政策部産業政策課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号

提出先

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ